

市営住宅家賃等に関する法的措置実施基準

改正 平成19年 3月 1日

改正 平成19年 4月 1日

市営住宅家賃等を滞納している入居者に対する法的措置の実施基準は次のとおりとする。

法的措置の対象者

家賃等を6月分以上滞納している者